

6 - 1 2 2 - 0

(包紙)

「御用

九之右衛門殿 十郎」

6 - 1 2 2 - 1

大谷九之右衛門

其方義當正月年

寄役月番相勤居候処

西倉吉町日雇宿勝左衛門

手前二而相煩候作州

真柴郡真柴村秀吉

与申立候者國元江送り

返し之義宿主を以願

出候上者病脉等与得

取糺させ可申達之處

無其儀送り出させ間も

なく途中二而相果御面

倒筋与相成候も全く

輕卒之取扱致し候故

之儀不念之至二候得共

格別之御憐愍を以

慎被成御免以後

急度差心得可申旨

被仰付